令和８年（フ）第６０５号
京都市下京区油小路通正面下る玉本町188番地
破産者　小嶋　智美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７３号
京都府八幡市下奈良下三床10番地の４
破産者　田中　義信
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１４７２号
大阪市港区波除２丁目４番13―801号
破産者　槻木　茂巳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３８号
広島県福山市引野町三丁目24番25号、旧住所広島県福山市引野町５丁目３番15―715号
健生館
破産者　髙月　　晃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第８７号
高知県土佐市新居3117番地
破産者　松田　　梢
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８８号
長崎県長崎市滑石５丁目１番39―303号
破産者　宇野　鉦文
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
長崎県諫早市高来町汲水123番地
破産者　原　　零子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８４号
長崎県諫早市永昌町21番61号　レジデンスオガタＡ棟105号
破産者　廣川　竜成
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
宮崎市吉村町上西中甲1384番地１　フォーリストＴ・Ｈ102号
破産者　松永　紀幸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３５号
宮崎市大字島之内7338番地63、前住所宮崎市大字島之内6012番地35
破産者　佐藤　武史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３号
宮崎県日南市大字平野2637番地　あいらんど遥Ａ305号
破産者　長谷川達史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１０１２号
札幌市西区発寒４条７丁目５番18―201号
破産者　小野寺　潤
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３４８号
盛岡市本町通一丁目15番25号
破産者　阿部　倫男
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第３２９号
仙台市太白区柳生５丁目３番地の１　アルフォートシティ502、従前の住所宮城県名取市増田２丁目１番18号
破産者　浅野　和夫
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９３９号
仙台市青葉区愛子中央６丁目２番38―304号、従前の住所仙台市太白区柳生７丁目23番地の14
破産者　堀池　俊博
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４２４号
愛知県碧南市宮町４丁目35番地　アプローズ宮町　101号室
破産者　鈴木　泰三
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第４４０号
愛知県豊田市住吉町前邸83番地８
破産者　工藤　柚茉
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第６８号
愛知県西尾市上矢田町寺前11番地10
破産者　杉浦　立男
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係